

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく
前払式支払手段の払戻しのお知らせ

令和7年2月7日にサービスを終了しました、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申出をお願いいたします。

1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号（または名称）
三菱地所株式会社
2. 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
新東京ビル プリペイドカード
3. 払戻しの申出期間
令和7年2月10日（月）9時00分から令和7年5月30日（金）18時00分まで
※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、
当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。
4. 申出の方法
新東京ビル B2F 駐車場管理室に払戻しの対象プリペイドをご持参ください。
受付時間 平日 9時00分～18時00分
5. 払戻しの方法
先着順全額払とし、新東京ビル B2F 駐車場管理室にご持参いただいた払戻し対象の
プリペイドカードの残高を確認の上、その場で現金交付
6. その他当該払戻し手続きに関し参考となるべき事項
2025年2月10日以降は、丸の内パークインプリペイドカードがご利用可能です。
詳細は新東京ビル B2F 駐車場管理室にお問合せいただくか、丸の内パークイン HP
をご確認ください。 <https://www.marunouchi.com/information/parking/>
7. 払戻しに関する問い合わせ先
新東京ビル駐車場管理室
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3丁目3番1号
03-3212-4721 平日 9時00分～18時00分

三菱地所株式会社
令和7年2月10日（公告日）